抜粋版(ホームページ掲載用)

3 教総総第 2808 号 令和 4 年 3 月 18 日

各都立学校長

東京都教育委員会教育長 (東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長) 藤田裕司 (公印省略)

まん延防止等重点措置の終了に伴う都立学校の対応について(依頼)

新型コロナウイルス感染症の対応については、感染防止対策の徹底と学校運営の継続に取り 組んでいただいているところです。

国は、3月21日をもって、東京都に対する「まん延防止等重点措置」の終了を決定しました。 一方で、これからの時期は、年度末を挟み、人の動きが活発化する時期であることから、リ バウンドに繋がらないようにする必要があります。

このため、東京都においては、**3月22日から4月24日までの期間を「リバウンド警戒期間」** とし、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備えるとともに、都民、事業者に対し、基本的な感染防止策を徹底することを要請しました。

こうした状況を踏まえ、学校においては、感染拡大のリスクを低減するために、下記のとおり、感染症対策の徹底に努めてください。

また、春休みや新学期を迎えるに当たり気の緩みなどによる行動がないよう、学校外における感染症対策の一層の徹底に向けた指導とともに、保護者の皆様への周知をお願いします。教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いします。

なお、学校において感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校医や保健所等 及び関係部署と連携の上、速やかな対応をお願いします。

記

1 基本方針

- ○基本的な感染症対策の徹底とオンライン活用による密を避ける工夫などにより 学校運営 を継続する。
- ○学校の運営に当たっては、ガイドラインに基づく感染症対策を徹底する。感染症対策については、都立学校新型コロナウイルス感染症対策専門家チームによる「都立学校における新型コロナウイルス感染症対策点検・評価報告書」(令和3年12月23日送付済)も参考にすること。
- ○公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう、始業・終業時刻の設定を工夫するなど **時差通学を徹底する**。
- ○学校や地域の感染状況に応じて、オンラインを活用した分散登校や短縮授業を実施することができる。学校において陽性者を確認した場合には、オンライン学習を活用する。
- 2 児童・生徒等に対する指導の徹底
- (1) 基本的な感染症対策の徹底
 - ○マスク (不織布) の正しい着用、3 「密」の回避、正しい手洗い
 - ○不織布マスクの着用(鼻と口を隙間なく覆う。鼻出しマスクや顎マスクは効果なし)
 - ○厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
 - ○<mark>毎朝検温、健康観察</mark>(咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚 障害等などの体調不良等の症状が一つでも見られる場合は登校せず、直ちに受診するこ と)

- ○登校時の確実な健康チェック(登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認)
- ○教室等における密集の回避(児童・生徒等同士の間隔を2m(最低1m)以上確保)
- ○常時換気の徹底(C02 測定器による計測を活用、機械換気の常時運転、二方向での自然 換気、喫食前後の十分な換気)
- ○黙食の徹底
- ○教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置(校内環境の管理)
- ○入室時の手指消毒、食事前後の手洗・手指消毒、共用物使用後の手指消毒
- ○教室等の整理整頓
- ○ドアノブや手すり、スイッチ、窓枠など頻繁に接触する箇所の定期的な消毒
- ○授業終了後は寄り道・飲食等をせず速やかに帰宅する。
- ○同時期に**感染経路不明の感染者が複数発生**するなど校内で感染拡大の恐れがあると 考えられる場合は、適宜オンライン学習を活用するなどの工夫を行う。
- ○校内にポスターを掲示したり校内放送等を活用するなどして、具体的な感染症対策を 呼び掛ける。
- ○感染症対策の必要性と具体的な取組を教師、児童・生徒等、保護者間で共有する。
- ○新入生や転入生及びその保護者に対しても、新入生説明会等の機会を捉えて、周知する。

(2) 学習活動について

○飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法 を工夫して実施する。

(3) 学校行事について

- ○児童・生徒等が**学年を超えて一堂に集まって行う行事**は、感染症対策を踏まえた工夫を して実施する。
- ○校外での活動に当たっては、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を 踏まえた工夫を行う。
- ○修学旅行等の宿泊を伴う活動については、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、別途通知に基づき感染症対策を徹底した上で実施する。

(4) 部活動について

- ○部活動については指導部から発出する別途通知に基づき、感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- ○同一部内で感染者が同時期に複数発生する等、部活動での感染拡大を疑う場合は、活動 を一旦休止し状況を確認し対応を検討する。
- ○宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、既出の通知に基づき感染症対策を徹底した上で、実施する。

(5) 生徒会活動・部活動等について

- ○生徒会や保健委員会等、生徒の**自治的な活動**により、感染症対策を徹底するためのルールを策定する。
- ○**部活動の代表生徒による会議**(部長会等)を開催し、感染症対策事項の共有を図ると ともに、全部員へ周知する。

(6) 放課後及び春季休業中における感染防止対策及び生活指導の徹底について

- ○春季休業中についても、児童・生徒の健康管理を徹底するなどの感染症対策を徹底する。
- ○児童・生徒や保護者への注意喚起を行うに当たっては、「春休み用感染症対策チェックリスト」や「新入生用感染症対策リーフレット」を活用する。詳細については、令和4年

3月10日付事務連絡「春季休業中における感染症対策の推進について」を参照する。

- ○不要不急の外出は避ける。
- ○生徒のみの会食やカラオケはしない。
- ○卒業後においても、自覚ある行動を取る。
- ○不要なアルバイトは控える。
- 3 教育活動における検査の活用拡大について

検査の実施については、児童・生徒等の感染リスクの低減や校内への感染拡大の防止を図るため、大会参加や宿泊を伴う教育活動、校外活動等の教育活動の前後に検査を実施することを推奨する。詳細については、別途通知によること。

なお、令和4年4月1日以降の実施については、別途通知する。

4 家庭における感染症対策の徹底

次のことについて、保護者等に周知し、家庭における感染症対策の徹底について協力を依頼する。

- ○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。
- ○児童・生徒同士の会食や、更衣室や自家用車等の狭い空間での関わりは感染リスクが高く、実際に感染した事例が起きていること。
- ○マスク (不織布) の正しい着用、3 「密」の回避、正しい手洗いなどの手指消毒
- ○毎朝検温、健康観察(家族に何らかの症状が見られる場合、児童・生徒等は登校せず休養する。この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。)
- ○十分な換気
- 5 都立高等学校等の入学者選抜
- 6 教職員の勤務
- 7 教職員等の健康管理の徹底
- 8 学校運営の継続計画の作成について
- 9 教職員等の新型コロナウイルスワクチン追加(3回目)接種の推進
- 10 定期的な抗原定性検査の活用
- 11 児童・生徒等への個別の配慮
 - ○特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。
 - ○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を 把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど 個別に対応する。

(担当)

【教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

【感染症対策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

【ガイドライン及びその他本通知に関すること】

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症 対策本部事務局(教育庁総務部総務課内)

略